

# 公益財団法人 教育振興協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人教育振興協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、カトリックの精神に基づき健全な生活環境と人間形成の諸手段を提供することにより、豊かな人間性を持ち、国際社会で活躍しうる人物を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年に豊かな人格を身につけることができる家庭的雰囲気のある日常生活を提供する事業
- (2) 教養を深めるためのクラス、国際交流・協力の体験、ファミリーオリエンテーションプログラム及びリーダーシッププログラム等、多様な活動を活発に提供する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供することとする。

(事業報告及決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、理事長が、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減明細書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減明細書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内置くものとする。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 該当評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
    - 1) 国の機関
    - 2) 地方公共団体
    - 3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - 4) 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - 5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - 6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員は次の事項について、決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する他、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

第20条 この法人に次ぎの役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担遂行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集するものとする。  
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第32条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。  
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

- 第33条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公団共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公団共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって、電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 最初の理事長は稲畑誠三とする。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場 所
土 地	605.49m <sup>2</sup> 京都市左京区下鴨下川原町46
建 物	873.3m <sup>2</sup> 京都市左京区下鴨下川原町46



公益財団法人教育振興協会

定 款

## 貸借対照表

令和3年3月31日現在

公益財団法人教育振興協会

(単位・円)

適用	当年度	前年度	増減
1 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,722,374	13,842,787	△ 5,120,413
未収金	0	0	0
仮払金	626,701	574,900	51,801
流動資産合計	9,349,075	14,417,687	△ 5,068,612
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	12,885,118	13,691,892	△ 806,774
基本財産合計	20,385,118	21,191,892	△ 806,774
(2) 特定資産			
国際育成事業拡大準備金	23,747,700	17,751,700	5,996,000
土地	83,775,570	83,775,570	0
建物	52,147,187	53,211,414	△ 1,064,227
構築物	15,595,524	18,713,096	△ 3,117,572
機械設備	1,955,796	2,299,600	△ 343,804
什器備品	222,489	253,643	△ 31,154
車両	0	0	0
特定資産合計	177,444,266	176,005,023	1,439,243
(3) その他固定資産			
土地	1,579,000	1,579,000	0
建物	27,840,667	29,066,169	△ 1,225,502
構築物	3,292,150	2,086,775	1,205,375
機械設備	879,696	962,783	△ 83,087
備品	729,070	722,146	6,924
電話加入権	74,984	74,984	0
車両	61,703	216,707	△ 155,004
その他固定資産合計	34,457,270	34,708,564	△ 251,294
固定資産合計	232,286,654	231,905,479	381,175
資産合計	241,635,729	246,323,166	△ 4,687,437
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金	4,040,000	3,690,000	350,000
預り金	313,981	579,621	△ 265,640

流動負債合計	4,353,981	4,269,621	84,360
2. 固定負債			
退職給与引当金	1,333,500	737,000	596,500
固定負債合計	1,333,500	737,000	596,500
負債合計	5,687,481	5,006,621	680,860
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	12,321,315	12,980,459	△ 659,144
特定資産			0
固定資産	145,869,606	150,426,363	
国際育成事業拡大準備金	23,747,700	17,751,700	5,996,000
指定正味財産合計	189,438,621	170,675,453	5,336,856
(うち基本財産への充当額)	19,821,315	20,480,459	~
(うち特定資産への充当額)	169,617,306	167,178,063	~
2. 一般正味財産	46,509,627	52,658,023	-6,148,396
(うち基本財産への充当額)	563,803	711,433	~
(うち特定資産への充当額)	7,826,960	7,826,959	~
正味財産合計	235,948,248	241,316,545	△ 5,368,297
負債及び正味財産合計	241,635,729	246,323,166	△ 4,687,437

# 正味財産増減計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

公益財団法人教育振興協会

(単位:円)

目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
経常収益			
特定資産運用益			
特定資産受取利息		0	0
活動事業収益			
研修受講料	9,405,900	13,730,050	△ 4,324,150
受取寮費	22,537,881	24,671,000	△ 2,133,119
受取補助金等			
受取寄附金			
受取寄附金	22,317,951	23,843,075	△ 1,525,124
受取寄附金振替額	5,215,901	6,162,774	△ 946,873
雑収益			
受取保険金	0	0	0
受取利息	205	155	50
雑収益	178,822	127,326	51,496
			0
経常収益計	59,656,660	68,534,380	△ 8,877,720
2 経常費用			
① 事業費			
給料手当	19,675,000	13,224,200	6,450,800
臨時雇賃金	2,946,235	2,426,110	520,125
退職給付費用	596,500	165,000	431,500
法定福利費	2,812,354	2,071,725	740,629
旅費交通費	32,950	247,188	△ 214,238
通信運搬費	580,528	460,021	120,507
消耗品費	1,483,685	1,715,391	△ 231,706
車維持費	316,297	484,853	△ 168,556
修繕費	6,032,610	3,484,572	2,548,038
光熱水料費	6,860,768	7,315,617	△ 454,849
租税公課	3,236,190	3,059,721	176,469
雑費	808,494	941,420	△ 132,926
食費	9,443,672	9,415,887	27,785
広告費	125,467	253,432	△ 127,965
所定福利費	405,316	466,667	△ 61,351

	保険料	526,680	506,460	20,220
	手数料	1,865,500	1,784,541	80,959
	減価償却費	7,800,176	8,648,073	△ 847,897
②	管理費			
	給料手当	0	155,800	△ 155,800
	法定福利費	0	16,180	△ 16,180
	旅費交通費	0	208,530	△ 208,530
	通信運搬費	0	2,515	△ 2,515
	消耗品費	97,494	32,004	65,490
	修繕費	0	0	0
	光熱水料費	41,511	41,219	292
	租税公課	0	9,079	△ 9,079
	雑費	94,170	23,341	70,829
	保険料	0	0	0
	手数料	700	0	700
	減価償却費	22,759	22,478	281
	経常費用計	65,805,056	57,182,024	8,623,032
	当期経常増減額	△ 6,148,396	11,352,356	△ 17,500,752
3	経常外増減の部			
	経常外収益			
	退職給与引当金戻入益	0	75,000	△ 75,000
	経常外収益計	0	75,000	△ 75,000
	経常外費用	0	0	0
	当期経常外増減額	0	75,000	△ 75,000
	当期一般正味財産増減額	△ 6,148,396	11,427,356	△ 17,575,752
	一般正味財産期首残高	52,658,023	41,230,667	11,427,356
	一般正味財産期末残高	46,509,627	52,658,023	△ 6,148,396
II	指定正味財産増減の部			
	固定資産受贈益	0	0	0
	特別寄付金			
	国際育成事業拡大準備金	5,996,000	9,753,000	△ 3,757,000
	一般正味財産への振替額			
	減価償却振替額	△ 5,215,901	△ 6,162,774	946,873
	当期指定正味財産増減額	780,099	3,590,226	△ 2,810,127
	指定正味財産期首残高	188,658,522	185,068,296	3,590,226
	指定正味財産期末残高	189,438,621	188,658,522	780,099
III	正味財産期末残高	235,948,248	241,316,545	△ 5,368,297

正味財産増減計算内訳書  
令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

公益財団法人教育振興協会

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			法人会計	内部取引 消去	合計
	公益目的事業 (京都)	公益目的事業 (兵庫県)	小計			
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
経常収益						
特定資産運用益						
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0
活動事業収益						
研修受講料	326,100	9,079,800	9,405,900	0	0	9,405,900
受取寮費	19,297,881	3,240,000	22,537,881	0	0	22,537,881
受取寄附金						
受取寄附金	8,966,735	13,095,293	22,062,028	255,923	0	22,317,951
受取寄附金振替額	659,144	4,556,757	5,215,901	0	0	5,215,901
雑収益						
受取保険金	0	0	0	0	0	0
受取利息	27	13	40	165	0	205
雑収益	167,566	10,710	178,276	546	0	178,822
経常収益計	29,417,453	29,982,573	59,400,026	256,634	0	59,656,660
2 経常費用						
① 事業費						
給料手当	13,405,000	6,270,000	19,675,000	0	0	19,675,000
臨時雇賃金	2,106,235	840,000	2,946,235	0	0	2,946,235
退職給付費用	349,000	247,500	596,500	0	0	596,500
法定福利費	1,932,709	879,645	2,812,354	0	0	2,812,354
旅費交通費	0	32,950	32,950	0	0	32,950
通信運搬費	299,499	281,029	580,528	0	0	580,528
消耗品費	880,900	602,785	1,483,685	0	0	1,483,685
車維持費	45,065	271,232	316,297	0	0	316,297
修繕費	166,970	5,865,640	6,032,610	0	0	6,032,610
光熱水料費	2,901,790	3,958,978	6,860,768	0	0	6,860,768
租税公課	727,293	2,508,897	3,236,190	0	0	3,236,190
雑費	552,019	256,475	808,494	0	0	808,494
食費	4,908,317	4,535,355	9,443,672	0	0	9,443,672
公報費	125,467	0	125,467	0	0	125,467

	福利厚生費	127,261	278,055	405,316	0	0	405,316
	保険料	203,300	323,380	526,680	0	0	526,680
	手数料	987,837	877,663	1,865,500	0	0	1,865,500
	減価償却費	2,364,677	5,435,499	7,800,176	0	0	7,800,176
	管理費						
	給料手当	0	0	0	0	0	0
	法定福利費	0	0	0	0	0	0
	旅費交通費	0	0	0	0	0	0
	通信運搬費	0	0	0	0	0	0
	消耗品費	0	0	0	97,494	0	97,494
	修繕費	0	0	0	0	0	0
	光熱水料費	0	0	0	41,511	0	41,511
	租税公課	0	0	0	0	0	0
	雑費	0	0	0	94,170	0	94,170
	保険料	0	0	0	0	0	0
	手数料	0	0	0	700	0	700
	減価償却費	0	0	0	22,759	0	22,759
	経常費用計	32,083,339	33,465,083	65,548,422	256,634	0	65,805,056
	当期経常増減額	△ 2,665,886	△ 3,482,510	△ 6,148,396	0	0	△ 6,148,396
3	経常外増減の部						
	経常外収益						
	退職給与引当金戻入益	0	0	0	0	0	0
	経常外収益計	0	0	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 2,665,886	△ 3,482,510	△ 6,148,396	0	0	△ 6,148,396
	一般正味財産期首残高	△ 42,513,747	18,763,210	△ 23,750,537	76,408,560		52,658,023
	一般正味財産期末残高	△ 45,179,633	15,280,700	△ 29,898,933	76,408,560	0	46,509,627
II	指定正味財産増減の部						
	特別寄付金						
	国際育成事業拡大準備金	0	0	0	5,996,000	0	5,996,000
	一般正味財産への振替額						
	減価償却振替額	△ 659,144	△ 4,556,757	△ 5,215,901	0	0	△ 5,215,901
	固定資産除却損	0	0	0	0	0	0
	当期指定正味財産増減額	△ 659,144	△ 4,556,757	△ 5,215,901	5,996,000	0	780,099
	指定正味財産期首残高	20,480,459	150,426,363	170,906,822	17,751,700	0	188,658,522
	指定正味財産期末残高	19,821,315	145,869,606	165,690,921	23,747,700	0	189,438,621
III	正味財産期末残高	△ 25,358,318	161,150,306	135,791,988	100,156,260	0	235,948,248







## 貸借対照表

令和2年3月31日現在

公益財団法人教育振興協会

(単位・円)

適 用	当年度	前年度	増減
1 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	13,842,787	12,621,726	1,221,061
未収金	0	0	0
仮払金	574,900	688,800	△ 113,900
流動資産合計	14,417,687	13,310,526	1,107,161
2 .固定資産			
(1)基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	13,691,892	14,531,139	△ 839,247
基本財産合計	21,191,892	22,031,139	△ 839,247
(2)特定資産			
国際育成事業拡大準備金	17,751,700	7,998,700	9,753,000
土地	83,775,570	83,775,570	0
建物	53,211,414	54,297,361	△ 1,085,947
構築物	18,713,096	22,454,185	△ 3,741,089
機械設備	2,299,600	2,910,024	△ 610,424
什器備品	253,643	287,340	△ 33,697
車両	0		0
特定資産合計	176,005,023	171,723,180	4,281,843
(3)その他固定資産			
土地	1,579,000	1,579,000	0
建物	29,066,169	30,341,980	△ 1,275,811
構築物	2,086,775	915,904	1,170,871
機械設備	962,783	766,553	196,230
備品	797,130	579,726	217,404
車両	216,707	371,711	△ 155,004
その他固定資産合計	34,708,564	34,554,874	153,690
固定資産合計	231,905,479	228,309,193	3,596,286
資産合計	246,323,166	241,619,719	4,703,447
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	7,776,000	△ 7,776,000
前受金	3,690,000	6,030,000	△ 2,340,000
預り金	579,621	718,756	△ 139,135

流動負債合計	4,269,621	14,524,756	△ 10,255,135
2. 固定負債			
退職給与引当金	737,000	796,000	△ 59,000
固定負債合計	737,000	796,000	△ 59,000
負債合計	5,006,621	15,320,756	△ 10,314,135
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	12,980,459	13,672,076	△ 691,617
特定資産			
固定資産	150,426,363	155,897,520	△ 5,471,157
国際育成事業拡大準備金	17,751,700	7,998,700	9,753,000
指定正味財産合計	188,658,522	185,068,296	3,590,226
(うち基本財産への充当額)	20,480,459	21,172,076	~
(うち特定資産への充当額)	168,178,063	163,896,220	~
2. 一般正味財産	52,658,024	41,909,587	10,748,437
(うち基本財産への充当額)	711,433	859,063	~
(うち特定資産への充当額)	7,826,959	7,826,960	~
正味財産合計	241,316,545	226,298,963	15,017,582
負債及び正味財産合計	246,323,166	241,619,719	4,703,447